丹波育児院

～辻原光治とその周辺の人々～

第５回

光治の教会活動

辻原(友金)光治のキリスト教徒としての活動は『開拓者と使徒たち』や『丹波基督教会史』で垣間見ることができます。

例えば、明治二五年一月三日、豊田の北村幸之亟宅で開かれた「例会」で「友金光治氏、司会併ニ感話(ルカ伝六ノ二十ヨリ三八に至ル)」と出てきます(ルカ伝「幸いなるかな、貧しき者よ」以下の箇所ですね)。

同十日の桧山中川道之助宅での感話会や一三日の祈祷会でも司会をつとめています。五月一五日に開かれた保井谷山内よねの病気快癒祈会と同二二日の病気快方感謝会でも司会をつとめ、聖書コリント前書一三章を朗読しています。

まだ桧山に会堂はありませんでしたから、橋爪の中川道之助宅、豊田の北村幸之亟宅、保井谷の山内成太郎宅が集会所(講義所)だったようです。二四年四月から翌二五年三月までの一年間にこの三ヶ所で一六五回の会合を開いていますから、たいへんな集中ぶりです。

同年六月二六日には中川宅での集会で友金が「桧山会堂建築のために共同貯蓄をしようではないか」と提案し、十名の賛同を得て「有志ハ毎月金二銭以上出スモノトス」と決議しています。

三二年以降になると辻原光治として現れます。須知会堂では三二年三月一二日から一週間連続で毎日三回の祈祷会が開かれ、辻原は周旋委員長として活躍しました。費用や食糧を持ち寄っての合宿だったようで、「辻原光治氏の労、大いに多とする所なり」とあります。

このとき辻原は二五歳、船井郡蚕糸同業組合へ勤務していました。組合長は須知の明田重次郎で、明田は長く組合長をつとめるかたわら執事(教会役員)として教会に尽くしました。その明田が三三年七月に赤痢にかかり、妻子も府立病院に入院しました。そのときに辻原は明田のために「檄(げき)を飛ばして各部の祈祷会を求」めたとあります。

丹波第一教会の三一年時点での会員数は、桧山三一人、須知三十人、亀岡二二人、胡麻一六人、園部一六人、氷所(八木)二十人で、桧山部が最大の時期でした。『開拓者と使徒たち』は「桧山部が全盛の時代は近藤亮太郎氏が中心ではあったが、辻原光治、中川道之助、太田栄之助、山内成太郎、沢田庄六等いづれ劣らぬ信仰の持ち主であった」と評しています。

妻の死と再婚

『丹波基督教会史』には三四年「八月六日、辻原光治氏室永眠葬儀を行う」と出てきます。ここまで辻原の結婚に関して記述はなく、結婚の時期や妻の名前などは確認できません。この妻を失ったのは、辻原二七歳、船井郡蚕糸同業組合を三月に退職して間もなくのことでした。辻原家では前年の長男佐太郎の死に続く不幸でした。

したがって、のちに共に育児院に取り組んだ(と)ぞめとは再婚だったことになります。再婚の時期も不明ですが、長女が三六年三月に生れていますから、先妻の死後間もない三五年ころだったかもしれません。ゃめについても詳しい情報は得られていません。

清之亟も受洗

これ以後『丹波基督教会史』に辻原光治の名前は現れません。ただ、三九年三月になると「辻原清之亟氏、受洗」と出てきます。清之亟はこのときすでに六十歳。平均寿命四四歳くらいの時代ですから、かなり晩年になっての入信です。

清之亟の受洗は育児院創業の前年のことです。まもなく一家の財産を投入して新事業を開始しようというのですから当然家族内の合意が必要だったでしょう。清之亟の受洗は、光治への理解と賛同を示すものと受け取れます。清之亟は二二年の三ノ宮村会議員の第一回当選者でもありました。七四歳まで生き、大正九年九月に亡くなっています(大正九年十月一日の『国勢調査控』に名前があるのと矛盾しますが、いまはそのままにしておきます)。

桧山会堂前の信徒たち(年代不明)

役場書記の時期も

辻原(友金)に役場「書記」の時期があったことにも触れておかねばなりません。

『檜山村誌』には明治二二年の檜山村発足時の記事に「五月十一日村長選挙、村会に於いて村長及び助役を選任した。六月十三日書記二人を任用した」とありました。その書記二人が「小原亀吉と友金光治」でした。

友金一五歳、中尾喜太郎に就いて勉学中で、翌年六月からは下和知村の新生社に入ったはずですから、役場勤務は短期間だったのかもしれません。養父八郎兵衛はこの直前の四月に村会議員に選ばれていました。

このときに現京丹波町域で須知・竹野・高原・質美・檜山・三ノ宮・梅田・上和知・下和知の九村が誕生しましたが、当時の制度は今とは大きく異なっていました。

村会議員は定数一二名、任期六年で三年ごとに半数改選でした。村長と助役は村会の中で選ばれ任期四年、収入役は村長の推薦を村会が承認、書記も村長が推薦し議会が承認しました。

友金は近藤環村長(亮太郎の養父)の推薦を受け、養父八郎兵衛もいる村会で承認されました。弱冠十五歳で任用されたとは驚きです。

さらに三ノ宮村役場の吏員名簿に辻原光治の名前が見えます(『郷土誌三ノ宮』)。時期は不明ですが、辻原への改姓後であり、船井郡蚕糸同業組合退職後の三四年三月から育児院創業までの一時期かと思われます。

当時の役場の報酬は上和知村の例では「名誉職の村長は年三十円、助役は年七八円、収入役は月五円、書記は月七円一人と五円一人」でした(『和知町誌』)。檜山村や三ノ宮村も同じ程度だっただろうと思われます。

選挙権を有したのは、二五歳以上の男子で村税および地租もしくは国税二円以上を納める者でした。村税総額の半分の範囲に入る者を一級、それ以外を二級とする級別選挙で、各級六名ずつの議員を選挙しました。仮に一人で村税の半分を納めるような大地主がいたとしたら、一人で全議員の半数六人を選ぶような極端なことも可能でした。

辻原家や友金家は、そうした有力者中心の制度のもとで公職に就きうる層に属していました。(山下幾雄)